

第 100 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

令和 5 年 3 月 22 日（水） 午後 1 時から午後 3 時 45 分まで

2 開催場所

盛岡市内丸 13 番 1 号 岩手県民会館 4 階 第 2 会議室

3 出席者

【委員 13 名 敬称略・五十音順】

石 川 奈 緒
伊 藤 歩 (会長)
伊 藤 絹 子 (リモート)
大河原 正 文 (リモート)
大 嶋 江利子 (リモート)
大 西 尚 樹 (リモート)
久保田 多余子 (リモート)
齊 藤 貢 (リモート)
櫻 井 麗 賀 (リモート)
鈴 木 まほろ (リモート)
永 幡 幸 司
平 井 勇 介
前 田 琢

【専門調査員 2 名 敬称略・五十音順】

高 橋 雅 雄
山 崎 朗 子

【事務局】

環境保全課総括課長 加 藤 研 史
環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長 阿 部 茂
その他関係職員

【事業者】

東急不動産株式会社

4 議事

(冒頭、事務局から、委員 14 名中、会場参集 5 名・リモート 8 名の計 13 名が出席しており、半数以上の出席により会議が成立していることを報告し、議事に入りました。)

(1) (仮称)岩手久慈風力発電事業 環境影響評価方法書について

(初めに、希少動植物に関する審議、資料No.1-4 質問 19 のイヌワシの餌場に関する審議、同じく質問 27、質問 30・31 追加質問の個人情報に関する審議については、会議の一部を非公開として行うことについて会長からお諮りし、委員の了承を得ました。)

[伊藤歩会長]

それでは、議事の(1)「(仮称)岩手久慈風力発電事業 環境影響評価方法書について」の審議に入ります。初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明しました。)

[伊藤歩会長]

御説明ありがとうございました。リモートで参加されている委員の皆様も説明内容を聞き取れたでしょうか。大丈夫であればリアクション(挙手)ボタンをお願いします。よろしいでしょうか。それでは、これから審議に入ります。希少動植物等の情報を除いて方法書に対する皆様の御意見ををお願いします。なお、希少動植物等に関する御質問については、一般的事項を審議していただいた後に、非公開による審議の時間を設けますので、その際に御発言をお願いします。それでは、資料No.1-4の番号順に確認したいと思います。本日は大河原委員が途中までの御出席とのことなので、先に大河原委員の事前質問についてお伺いしたいと思います。まずは17番について、追加の御意見等ございましたらお願いします。

[大河原委員]

追加は特にございませんが、もう一度御回答をいただければと思います。

[伊藤歩会長]

もう一つ、29番もございますが、そちらもよろしいでしょうか。

[大河原委員]

文面で回答はいただいておりますが、今日お越しになっているということで、回答についても一度お聞きできればありがたいです。

[伊藤歩会長]

それでは事業者さんの方から、再度回答をお願いしてもよろしいでしょうか。

[コンサル]

日本気象協会の谷口です。まず17番の方から回答させていただきます。土質の調査については、採取した土壌の沈降試験を行い、水質の予測において必要な、土壌の沈降係数を算出するために実施いたします。地質については、アセスとは別に、風車配置が決まった段階において各風車の設置予定位置でボーリング調査を実施することにより、地盤の状況を確認の上設計を

進め、安全性を考慮した施工計画を検討いたします。

[大河原委員]

そのまま読むのであれば結構ですが、お聞きしたかったのは、調査地点が1箇所と設定されていますが、今後の状況によっては当然増やしていく可能性があるということでしょうか。

[コンサル]

調査地点の図を、方法書の268ページの方に記載しております。土質の調査地点は、現時点で3地点選定しております。

[大河原委員]

ここに分布している土質の中で、軽石質火山砕屑物が強度や物性的に問題になり得る可能性があります。これが広範囲に分布しているのに対して、土質①を1箇所だけしか見ないというのは少ないのではないのでしょうか。通常これだけ広範囲ですと、1箇所だけで全体を代表した値として取り扱うのは難しいと思っているのですが、いかがでしょうか。

[コンサル]

こちらは水質の沈降試験のために使うデータのサンプリングということで、おっしゃる通り広い範囲ではありますが、こちらの軽石質火山砕屑物の部分の土質の状況を知るために、1地点、現在では選定しております。

[大河原委員]

そうすると1箇所だけでいいという御判断ですか。

[コンサル]

現時点ではそのように考えております。

[大河原委員]

増やす方向で検討していただきたいと思います。

[コンサル]

承知いたしました。今後増やすとしてもどの場所が良いかということにつきましては、文献等や、先生等にアドバイスをいただきながら、検討して参りたいと思います。

[大河原委員]

よろしく申し上げます。

29番の方になりますが、こちらは今後の検討ということしか読み取れないのですが、もう少し具体的なものは今の段階ではないのでしょうか。

[事業者]

東急不動産の磯上です。かなり書いたつもりだったのですが。まず御質問にあります通り、土砂災害警戒区域ですとか、いわゆる線引きというものを図上で確認しながら設計業務をさせていただくというのが第1でございます。追加があればということではありますが、最近久慈市さんの方でもゾーニング協議会というのがなされていて、それをホームページ上で共有をさせていただいていますけども、その中に、区域指定はないのですけども、土砂災害警戒の部分のエリアなんかは、久慈市さんの方で配慮ゾーンにするというところについての確認をするなど、当然指定区域の線引きも含めて確認します。回答の方には出先機関という名前でごさせていただいていますけど、二戸市さん、九戸村さん、久慈市さんの方で管轄のこともありますので、具体的な部署に確認しながら、今後設計検討を進めていく中で、そういった災害等の懸念がある地域について確認しながら進めるというのが一義的な話かと思っております。

[大河原委員]

つまり、箇所ごとにきちんと確認をしながら進めていくということによろしいですか。

[事業者]

具体的な箇所の指定区域の色分けですとか、そういったところを確認しながら進めます。

[大河原委員]

所々よく聞こえない部分もありましたが、今後具体的にきちんと確認しながら進めていくということによろしいですか。

[事業者]

はい。具体的に関連する部局さん、出先機関も含めて、都度確認しながら設計検討を進めて参ります。

[大河原委員]

その方向でよろしく願いいたします。

[伊藤歩会長]

大河原委員からは検討方法についてという御質問だったので、その辺りがお聞きしたかったのではないかと思います。大河原委員の方で納得していただいたのであれば、これによろしいでしょうか。

[大河原委員]

現時点ではこれで致し方ないと思います。

[伊藤歩会長]

分かりました。大河原委員、他にお気づきのところはございませんか。よろしいでしょうか。

[大河原委員]

特にございません。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。他の委員からは追加で御質問等ございませんでしょうか。それではないようですので、1番に戻りまして、順番に進めていきたいと思えます。

まず1番は私からの質問になります。走行ルートの既存道路を示してくださいということで、資料No.1-5の別添資料1に、実施区域内の主要な走行ルートを示していただきました。こちらは承知いたしました。

もう一つ、実施区域の中の細い緑のルートの南側、南東側になりますが、こちらの部分を残している理由を説明していただきたいということで、質問させていただきました。こちらについては、「他事業と部分的に重複している範囲において、他事業者の土地取得を避けるためです」ということで御回答をいただいています。それに対して、次のページの7番のところで、他事業さんとの関係でまたお伺いしています。この回答を見ると、結局のところ他事業者さんはこの部分ではもう事業をしないというように理解したのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

[事業者]

東急不動産の小島と申します。他事業者さんから、今一括検討プロセス、東北電力ネットワークさんの増強のところで、系統確保ができていないということで伺っております。その事業者さんの計画がストップしていると認識しておりますが、その先どうなっているのかというのは認識できておりません。今の現時点だと、そのような状況です。

[伊藤歩会長]

そうすると、この南側の箇所というのは、方法書以降も特に除く予定はないということですか。

[事業者]

この辺りは風も少し弱くなるエリアですし、あまり風車を建ててきちんとという話をしておりますので、優先順位でいうと後回しになります。絞り込んでいく中で、削減されていく可能性が高いかと思えます。

[伊藤歩会長]

分かりました。できるだけ縮小する方向で御検討いただければと思えます。1番について、他にいかがでしょうか。追加で御質問等ございませんか。それでは2番目のところで、高橋専門調査員から追加で御意見、御質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。他の委員の皆さまはよろしいでしょうか。それでは続きまして3番施設の規模ですけれども、規模については何人かの委員から御意見をいただいております。

私からの質問に対する回答としましては、久慈市さんの方で、ガイドラインがあつてこういった再エネを進めていく計画があるということで、御意見をいただいておりますけれども、特に

久慈市さんの方から発電機を増やすというような要望があったわけではないという理解でよろしいですか。

[事業者]

東急不動産の磯上と申します。質問No.3 追加の回答に記載をさせていただいておりますとおり、基数増に関する協議を久慈さんと行っておりません。あくまでも私ども社内の検討結果でございます。

[伊藤歩会長]

分かりました。それでは4番目、齊藤委員の方から追加で御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

[齊藤委員]

伊藤委員の質問と同じ内容になりますが、基数が増えたという回答は、一応理解はしました。私の方からその経緯等を住民の方に説明されたのでしょうかとお聞きした回答には、基数が増えたことは住民の皆様には説明はしていないということだったのですけれども、今後事業を進めていくときに、さかのぼって、以前よりも増えているよねと住民側の人たちが思うと、不快感というか、騙された気持ちのようなものが出てきてしまうということを懸念していました。でするので、配慮書の時にはこの基数だったけれども、いろいろ考えて、あるいは久慈さんとの協議の上でこの基数になったという経緯を丁寧に説明していただいた方が、今後進めやすくなるのではないかと感じました。その辺をよろしくお願いしたいと思います。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。事業者さんからコメントがありましたらお願いいたします。

[事業者]

東急不動産の磯上です。御意見ありがとうございます。丁寧な説明につきましては私も別な観点での反省がございまして、先ほど御質問があった通り、他事業者との重複というところで、九戸村さんとか久慈さんでの説明会の中でも、他事業者さんとある意味契約をしているような方々も、その事業との誤認をされて、説明会に参加されるということがありました。他事業者さんが多数重複しているということも含めて、風車事業が、誰がどこをやっているんだというような混乱を与えるという部分も含めて、まさに東急不動産がやっている部分はここですというようなところで、きちんと説明をしなければいけないと私も捉えております。アセスとは切り離して、そういった説明をすべきだということで進めて参りたいと思っております。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。齊藤委員よろしいでしょうか。

[齊藤委員]

最後の部分が聞き取れませんでした。基数が他事業者さんとのこともあるというような回

答だったように聞き取れましたが、まず本事業に関して基数が増えたということの説明はされると思っていてよろしいでしょうか。

[事業者]

もう方法書の説明会は終わっていますので、配慮書段階の12基から増えましたという説明が必要かという、私はそこまでは考えてはいません。逆に、住民からすると、なぜ今説明をするのかというように問われるのではないかなど。もう15基で説明会は終わっていますので、15基に対して、先ほどの住宅からの離隔距離ですとか、そういったものを踏まえた御意見や不安点をいただいておりますので、そこにフォーカスされるということについては、私としてはどうなのかなというのをございます。

[齊藤委員]

分かりました。事業者様の考え方はそうだとすることは今の御発言で理解しました。ただ住民側の感情というのも出てくるのではないかと私は懸念しますので、遅い早いということではなく、もし基数が増えたという話が出てきた際には、説明していただいて、納得していただくように努力していただきたいと思います。

[事業者]

東急不動産の磯上でございます。九戸村さんの冒頭の意見の方にも丁寧な説明と書いてございますので、そこにつきましては、私どもも引き続き行わせていただきたいと思いますと考えております。

[齊藤委員]

よろしく申し上げます。

[伊藤歩会長]

今話をしているのは、やはり配慮書段階の時の基数から方法書になった時の基数が増えたことについて、住民の方にきちんと説明をした方がいいのではないかという御意見ですよね。それについて必要ないのではないかという御回答ということではよろしいですか。

[事業者]

東急不動産の磯上でございます。15基という今現在の基数については、方法書の説明会でも説明済みという認識ですので、増えたところをあえて説明する必要性については、私も住民説明会で実際に説明しておりますが、そんなに必要性はあるのかなというのが疑問として残っております。

[伊藤歩会長]

配慮書の段階から方法書のところで増加したという説明はしてないということではよろしいですよ。

[事業者]

昨年の12月に行いました説明会ではそういった説明はしてございません。今の基数で説明をさせていただきます。

[伊藤歩会長]

分かりました。増えたという説明も今後するつもりはないということによろしいですか。なぜそれができないのかが疑問ですが。

[事業者]

できないわけではなくて、表にプラスマイナスを付ければいい話ですから。そこにフォーカスを当てる理由が私には分からないという部分を答えさせていただいたんですけども。

[伊藤歩会長]

おそらくその地域の影響は増えるということだと思えるのですけれども。影になる部分ですとか騒音ですとか。

[事業者]

地域の影響が増える、増えないというお話をさせていただくと、先ほど申しましたように他事業者の説明会と誤認された方もいらっしゃいます。まずその話を丁寧に紐解きながら、あの風車は私どもの計画ではありませんとか、そういったところの全体感の中での御説明が必要だと思っております。当社としては、配慮書から増えましたというところが必要であるということであれば、その説明資料の中に記載をさせていただいて、説明をさせていただきたいと思えます。

[伊藤歩会長]

ぜひそうしていただければという御意見だったと思えます。よろしく申し上げます。

[齊藤委員]

今の御回答をいただいたときに、他事業者さんのものと混同されるという趣旨の話だったように聞き取れました。住民からの感覚でいえば、どこの事業者がやろうが、多分そこに、風車ができるということの数、あるいはそれがどこの事業者かというのはあまり関係のないことではないかと私は思っています。ですから、その辺の累積的なところも当然考えなければいけないので、住民側の気持ちにも少し立った上で説明されたらいいのではないかと思います。

[伊藤歩会長]

ありがとうございました。我々としては、必要だということで認識していただけるといいのではないかと思います。

[事業者]

東急不動産の小島です。御意見、御心配どうもありがとうございます。今磯上が申し上げた

通り、我々も住民の方の目線に立って、丁寧に説明をしてきているつもりです。ですので、他の事業者さんの計画と混同されている方については、他の事業者さんの計画もお示しして御説明をして参りましたので、御懸念の点は今のところ大丈夫だと、問題になっていないと認識しております。今後の説明の中でも御心配いただいている点についてしっかりと説明していきたいと思います。

[伊藤歩会長]

分かりました。齊藤委員もよろしいでしょうか。

[齊藤委員]

分かりました。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。次に5番目ですけども、前田委員の方から御意見をいただいております。追加で御意見等ありましたらお願いいたします。

[前田委員]

風車の基数が増えたことについて、資料No.1-5にその経緯が出てきましたけれども、結局は、いろんなどころの区域を減らした、保安林を外した、こういうことをしているから3基増えたけれども環境への影響は小さいのだと、そういう書き方がされております。この説明が全くおかしいということに気付いていないと思います。

そもそも、事業区域は広めに取ってそれを絞り込んでいく方法でアセスを進めている、つまり基数にかかわらずこの区域を絞り込んだり、保安林を除外したり、こういったことは当然するものでありまして、基数が増えたことと何ら関係がありません。結局3基増えたということが、実質的にそれだけ環境への負荷を大きくしているのは明らかなわけですが、最終的にでき上がった時を考えてみれば、3基分の余計な土地が増えているので、当然これは影響がないとはいえない。そういう見解にならなくてはおかしいわけです。それなのに、ここでは影響は小さいとして、この増加を正当化している。これが全く考え違いをしておりますので、これは直していただきたい。結局この縮小、絞り込みの点を除きますと、この3基の増加というのは他に理由がない。つまり、いわゆる事業性、儲けたいということで増やした、それ以外ないと思うんですね。ですから、そのことを正直に方法書に書かなくてはなりません。事業のためにもっと増やしたかった。そのために3基増やしたと。それが正しい回答になりますので、それを方法書に記載する。それをお願いします。

[コンサル]

日本気象協会の谷口でございます。今お示しした資料が良くなかったという御意見を賜りました。おっしゃる通り、基数が方法書の時点で、配慮書より3基増えております。区域の方も検討しておりますけれども、実際区域全体としては、配慮書の時よりは少なくはなっていて、また保安林等外しておりますけれども、そちらについても、それは当たり前というようにおっしゃっていることと理解いたしました。風力発電機ですけれども、配慮書のアセスメントの手

続きの中で基数を減らしていくことも、非常に大切であると理解しておりますが、実際、どこに風力発電機を設置するかということも重要と考えております。今後現地調査を行いまして、環境影響により配慮した配置計画を検討して参りたいと考えております。先ほど方法書に記載するようにとの御意見をいただきましたけれども、現在方法書を審査中でありまして、記載するとすれば準備書の方に、経緯の経緯が分かるように記載を検討したいと考えております。

[前田委員]

まず、3基増やしたのは事業性を優先させたということによろしいですね。この点については異存ないですね。

[事業者]

東急不動産の小島です。事業性を優先させたとと言われると、切り取ればそうかもしれませんが、先ほど別の質問でも出てきましたが、一括検討プロセスということで、大型の増強が必要になったというのが、配慮書が行われた後に発覚しました。そこで事業性がなかなか評価しづらくなっていて、一方で地元からも再エネを作ることに関して期待もされているという中で、何とか事業を成り立たせるために調整をして、少し余地を残したというところがございます。ですので、事業性のところを優先させたというのではなく、事業性も含めたところで総合的に今回計画の見直しをしていると理解していただければと思います。

[前田委員]

結局環境とは関係なく、環境には負荷を与えるけれども、それ以外の事業者の都合によって3基増やした。そういう認識でよろしいですか。

[事業者]

東急不動産の磯上でございます。非常にワンフレーズの解釈の誤解とかが出てくるものですから、今小島が申しあげました通り、事業性だけで語れるものではないということ为先ほど御説明させていただいております。ですので、例えば地域電力の供給ですとか、あるいは先ほど申しました事業者さんの重複ということで、当然地権者さんも自分の土地に東急不動産のみならず、他社さんが契約更新に来ているとか来ていないとか、そういったところも踏まえて、こういった基数増というようなこともさせていただいています。多方面にわたる検討の結果というところが実情ですので、その主たる部分が事業性かもしれませんが、それを一言で回答しろと言われてしまうと、我々としては非常に回答に窮するというのが正直な気持ちでございます。

[前田委員]

この環境省のガイドラインにはその経緯を示すことが必要であるとなっておりますので、非常に説明しにくいとは言っていますが、それをしなくてはいけない。今言われたようなことをきちんとまとめて書かなくてはいけないのではないですか。

[事業者]

東急不動産の磯上でございます。先ほど日本気象協会から、経緯については準備書の方で記載を検討するというところで回答いたしました。その中で、小島も言った通り、事業性のみではないというところで回答させていただきたいと存じます。

[前田委員]

ガイドラインをきちんと読んでください。方法書において示すことが必要と書いてあります。補足資料2にあります。方法書で示さなくてはなりません。

[伊藤歩会長]

すみません。その補足資料について、事務局の方から一旦説明をお願いします。

[事務局]

事務局の阿部でございます。今お話の中にありました環境省によるガイドラインについて補足説明をさせていただきます。

平成25年3月環境省発行の計画段階配慮手続に係る技術ガイドがございます。この中で計画熟度が低い場合の複数案の設定方法についてというところにおきまして、以下のような記載がございます。「配慮書段階の手続以降、方法書手続に至るまでの間に、環境面、社会面及び経済面等から総合的に検討され事業計画が具体化していくため、配慮書に記載した複数案の中に、必ずしも最終的な事業計画が含まれない場合もあり得る。このような場合においても、配慮書手続をやり直す必要はないが、方法書においては、最終案に至った過程における環境面からの検討の経緯を示すことが必要である。」とございます。以上となります。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。事業者さんからコメントありましたらお願いします。

[コンサル]

日本気象協会の谷口です。方法書の371ページに、検討の経緯については記載させていただいております。

[伊藤歩会長]

なぜ増設されたのかという理由は書かれているのでしょうか。

[コンサル]

理由につきましては、風力発電機の設置と道路の拡幅等の可能性があるため、対象事業実施区域に追加したと。最後の部分に書かせていただいております。

[伊藤歩会長]

この追加というのは、どういう意味の追加になりますか。

[コンサル]

372 ページに図面にてお示ししております。方法書の対象事業実施区域と配慮書の事業実施想定区域を重ねたものになっております。

[伊藤歩会長]

区域が追加されたのであって、発電機が追加されたという表現ではないのではないのでしょうか。

[コンサル]

風力発電機の設置の可能性があるためという文章の中に、その趣旨で記載しておりました。

[伊藤歩会長]

我々はそのように受け取るのは難しいと思いますが。先ほど言われました久慈市さんのガイドラインのこととか、東北電力さんのネットワークの経過とか、そういったことは全然触れていないわけですね。その辺りのところをきちんと、準備書ではなくてこの方法書の段階で追加資料として提出していただくのが良いのではないかと思います。その辺り前田委員いかがでしょうか。

[前田委員]

そのようにしていただきたいと思います。方法書に示さなくてはいけないということですが、方法書の縦覧は終わってしまっていて、追加で出して、これはどのように一般の方に示すのでしょうか。

[伊藤歩会長]

前にも追加で出していただいて、縦覧期間をさらに延長するというようなこともあったかと思いますが、その辺りの可能性について、事務局の方からお願いいたします。

[事務局]

事務局の阿部でございます。方法書の縦覧期間中に、その方法書に係る追加の資料あるいは修正箇所等があれば、その縦覧の一環として、事業者さんがホームページ等で公表されることにはございますし、過去にもそのような事例がございました。ただし、今回のように法定の縦覧期間が終わっていた場合においては、その方法書に関する追加資料として公表されることが必要だと事業者さんが判断された場合に、事業者さんの任意の方法で公表することは差し支えなからうかと思っておりますけれども、仕組み的にそういうものを公表する期間といえますか、手段はないというように理解しております。

[伊藤歩会長]

分かりました。追加で出していただきたいと思いますが、事業者さんの方はいかがでしょうか。

[事業者]

東急不動産の小島です。そういう御要望があるのであれば、我々の方でもそのような形で公表させていただければと思います。少しコメントさせていただきますと、環境影響を無視したとか、儲けたいからという言い方をされると我々も非常に心外なところがありまして、やはり国として脱炭素化を進めなければいけないという中で、2030年の目標というところも達成が難しくなっている中で、この案件は何とかそのスケジュールに乗っている案件でございます。やはり発電事業者として、少しでも可能な範囲で事業を進めていくという使命感を持ってやっておりますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

我々も再エネを否定するつもりは全くありませんが、やはり一方で、特に岩手県の場合には猛禽類の問題とかがありますので、そのあたりは非常に慎重に進めて、共存できるように上手くやっていっていただいて、持っている情報はできるだけ提示して、皆さんと共有できるようにしていただければと思います。

前田委員から追加でございますか。よろしいですか。それでは事業者さんの方からは追加で詳しい経緯を提供していただければと思います。それでは続きまして、6番はいかがでしょうか。

[前田委員]

送電線工事のルートは未定だということですけど、いつごろ分かるのでしょうか。

[事業者]

東急不動産の磯上でございます。記載の通り、東北電力ネットワークと接続に関する契約の申し込みをしている段階でございまして、現在、東北電力ネットワークにおいて技術検討中でございます。具体的な回答につきましては、本年の5月を目標として検討いただいておりますので、こちらに書いてございます接続予定地につきましては、当然ながら土地の所有者さんと私どもは交渉済みでございますので、確定ということであれば、東北電力からの回答がまず5月が目途でございます。

[前田委員]

分かりました。

[伊藤歩会長]

よろしいですか。他にいかがでしょうか。なければ次の7番ですけども、私から質問させていただいて、回答をいただきましたのでここは飛ばします。続きまして8番、伊藤絹子委員から追加でありましたらお願いいたします。

[伊藤絹子委員]

御回答ありがとうございました。方法書には、「累積的影響については他事業の計画が明らかになった場合において、必要性を検討した上で実施する」という回答が記載されています。こ

の必要性の検討というのは、具体的にどのように行うのでしょうか。基準となるような事例があれば教えていただきたいと思います。

[コンサル]

日本気象協会の谷口です。累積的影響につきまして、他事業の状況については先ほど別の御質問でいただいた通り、今後どのような計画になるかということについて注視していきたいと考えております。本事業の準備書を作る段階におきまして、その前に他事業者さんの事業計画が明らかになった場合に、事業計画の位置や重なり具合等について、判断していくつもりではありません。事例の収集を行っておりますけれども、累積的影響に対して明確な基準はまだ把握できておりませんが、少なくとも景観の観点では、本事業の視野角1度の範囲内に他事業が存在する場合は、累積的影響を評価する対象事業となると考えております。それ以外の項目につきましては、引き続き情報収集に努めて他事例も参考に検討して参りたいと考えております。

[伊藤絹子委員]

ありがとうございました。なかなか必要性の検討というのは難しいと思います。私もいくつか文献を見たことがあるので、そういったものを参考にして、なるべく早く検討を始めていただいた方がいいと思います。他事業がどういう状況かということが分からないにしても、計画がありますので。早め早めに検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

[コンサル]

ありがとうございます。そのように進めていきたいと考えます。

[伊藤歩会長]

ありがとうございました。ここの部分で、他に御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではないようですので、続きまして9番騒音について、石川委員の方から追加でありましたらお願いいたします。

[石川委員]

9番と11番を一緒によろしいですか。御回答ありがとうございました。住宅が一番近いところが1.2kmと、あとチキンカンパニーが0.5kmのところにあるということですが、養鶏場については畜産への影響、家畜への影響というところもあると思いますが、ここで働いている方がいるはずですよ。どのくらいの時間そこにいらっしゃるかということもあると思いますが、こういうところは考慮されないのでしょうか。基準とかはまだできていないと思いますが、これまで風力発電が実施されているところで、0.5kmとかの距離に養鶏場とか農場があるような例を調べたことはありますか。

[コンサル]

日本気象協会の谷口です。そのような事例はまだ把握しておりません。

[石川委員]

1 回建ててしまうと、何かあった時に無くすということもできませんので、できる限り情報を収集して、問題ないかどうかというところを把握していただきたいということと、やはりこれまでの報告よりも風車が大きくなっているはずなので、今までの何km以上であれば問題ないという報告よりは影響は大きくなると予想されるのが一般的だと思います。そういうことも考えて、これまでの知見を上手く活用していただきたいと思います。

[コンサル]

ありがとうございます。養鶏場ではありませんが、牧場の中に風車が建つ事例というのがありますので、そういう事例も収集して、参考に進めていきたいと考えます。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。山崎専門調査員お願いします。

[山崎専門調査員]

一つ確認をさせていただきたいのですが、この養鶏場の方と買い取り先の十文字の方は、今回の風車の計画のことを御存知で、了承済ということでしょうか。

[事業者]

東急不動産の磯上です。追加で御案内した畜産施設の地図の方に、例えば十文字カンパニーさんとか。

[伊藤歩会長]

すみません、どの資料になりますか。

[事業者]

補足資料の1でございまして、畜産施設についてという資料を追加で御提出しております。そこに、十文字カンパニーさんとか、あるいはあべはんグループ、プライフーズというようなところもありまして、九戸村さんに御相談申し上げたときに、いわゆる生産農家として自営されていて、契約形態は私も存じ上げませんが、そういったものを買い上げる会社さんの仕組みと、あるいは自ら直営されている方がいらっしゃるということが分かりまして、当然ながらその説明については個別までノッキングはしてございません。ただ、例えば、自分で経営されている方につきましては、地域に住まわれているということであれば、九戸村様の説明会とか、久慈市様での説明会、あるいはその説明会のための広報の案内ですとか、そういったところで、私どもの計画について、直接的にはノッキングはしてございませんけども、知り得る立場にあるのかなというようには推察しております。

一方で、直営工場となりますと、本社が二戸市というところもございまして、通勤等で来る方もいらっしゃいますので、私どもの計画について分かっていないのではないかとこともございます。九戸村の説明会でも、そういった指摘をされる方もいらっしゃいまして、今九戸村さんとも相談して、さきほど言ったようにいろんな契約形態があるものですから、私どもで

そういった本社があるところあるいは本部があるところに訪問させていただいて、まずは計画があることの説明や説明資料の配付をさせていただけないかというのを、この春以降に予定しているところがございます。それと近接距離につきましては、畜産施設の距離感ということで、補足資料1の裏面に記載をさせていただいておりまして、距離的なものについても表記をさせていただいている状況でございます。

[山崎専門調査員]

ありがとうございます。先ほど、畜産について風車の影響がない事例を出して、できれば説明をということでした。畜産も確かに理解の一助にはなるとは思いますけれども、養鶏と畜産というのは肥育年数が大分違うのと、養鶏の場合はサイクルが早くて2ヶ月で出荷というのをどんどん進めていくところがあるのと、風の向きが変わってしまうと渡り鳥のルートが変わってきて、今も金ヶ崎の方で、鳥インフルエンザで養鶏場丸ごと1個全羽処分ということもしているんで、渡り鳥のルートで鳥インフルエンザが次出てくるという点で多少影響が出てくるということを、養鶏場さんと鶏肉業者さんは気にしているところだと思います。エリアは違ってもいいので、養鶏と風車の関係があるところという事例を出されると、より納得されるのではないかと思います。特に十文字チキンカンパニーは今勢力を広げているところで、岩手県が全国2位の売り上げを出しています。先ほどの写真を見ると割と養鶏場の規模が大きいように感じましたので、その辺は実際にある事例を詳しく調べてもらいたいと思います。

[事業者]

東急不動産の礎上です。いずれにいたしましても、十文字さんとかあべはんさんも含めて、当然言われる内容であるというように認識してございますので、そこについては丁寧な説明の中で、コンサルタント会社を通じまして、幅広にその知見といたしますか、九戸村さんに聞いたところでは、やはり花火大会とか農薬散布のヘリコプターの騒音等についても、かなり生産者の方からクレームというか、配慮してほしいというようなお話もありました。今の御指摘の部分は、どちらかという風車機の設置後の話ではありますけれども、御懸念とした工事車両というような話も出てきておりますので、前段階からの御説明とか、そういったところをさせていただきたいと思っております。

[伊藤歩会長]

私からも一つ確認させてください。別添資料3に大きなファームの位置図を示していただいているんですが、こちらの地図は、補足資料1の紫色の畜産施設のどれに該当しますか。

[コンサル]

日本気象協会の谷口です。補足資料1の2ページ目、図1周辺の畜産施設の資料の中で言いますと、大畑ファームというのは、沿道③、環境④の横に紫色の四角がありますが、それではなくてさらに西側の区域の中に入っている建物になります。

[伊藤歩会長]

分かりました。そうすると風車からは大体1.5kmくらいの距離になりますか。

[コンサル]

はい、そうなります。

[伊藤歩会長]

分かりました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続きまして、同じ騒音に関して永幡委員の方からお願いいたします。

[永幡委員]

11番から13番までは、御回答いただいた通りで正直いいと思っているんですけども、万が一問題が発生した場合にどう対処するのかという部分に関しては、割と深刻に考えて欲しいと思っています。結局のところ、健康影響はまだ十分に分かっていないというのが一番正しい回答だと思っているので、その中で何かやるということはやはり問題が起こる可能性はあるのだということは常に意識しておいていただきたいと思っています。その時に、風車の場合は止めればなくなるので、原発みたいに爆発したら当面続くということはないので、止めれば済むという意味ではそこまで深刻に考えてはいませんが、とはいえ、何かあったら止めるということは考えなければいけないと思います。それは常に念頭に置いてください。

[事業者]

東急不動産の礎上です。我々としてもいろいろ問題があることは認識してございますので、別な角度からしても、十分これは考えていきたいと思っております。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。他に追加で御質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは続きまして、14番水環境になります。14番、15番は私の方から質問させていただいています。14番について、十分な対策をお願いしたいと思います。15番に関しましては、水質の調査をする地点と魚類などの水生生物を調査する地点が、同じところもありますが、そうでないところもあります。次の伊藤絹子委員からの御意見もありますが、できれば、そういう生物が生息しているところの物理環境とか化学的な水質についても、やはり同じところで調べていただけると、例えば工事中とか、それから工事後の事後の影響評価とか、そういったものを検討する際に役立つのではないかと考えて指摘をさせていただきました。もちろん調査できるところと、すごく溪流のところでなかなか入れないようなところというものがあるかとは思いますが、そのあたりをもう一度確認させていただきたいと思います。

[コンサル]

日本気象協会の芳賀です。水質の調査地点と魚類の調査地点の差といいますか、魚類の方が、地点数が多いという点ですけれども、おっしゃる通り、水質と生物が同じところで全部取れば一番いいかとは思いますが、水質の調査地点だけでも生物の観点からいうとある程度生物層などを把握できると考えています。ただそれだとやはりカバーしきれないところもあるかもしれないということで、生物の調査の観点では、より安全側といいますか、そういったもの

を踏まえて、少し地点数が多くなっているということになります。その分で差が出てきていますが、十分なというように安全側で考えて、それぞれ地点を設定しているという考えであります。

[伊藤歩会長]

なかなか追加で水質もというわけにはいかないでしょうか。

[コンサル]

日本気象協会の田中と申します。今の点ですけれども、水質に関しては降雨時の調査も必要になりまして、安全面を考慮して橋の上から採水できる場所を中心に選んでいますので、どうしても平水時は入れるんですけれども、降雨時にはなかなか上流に橋がなく、そこまで河川の中に立ち入って採水するというのは安全面から難しいと思っております。その点も加味して、水質と動物に差が出てきているというのが現状でございます。

[伊藤歩会長]

必ずしも、水生生物調査をするところで降雨時の水質を把握する必要はないような気もします。そのあたりをできれば検討していただけるといいように思いました。これは意見ということで、お願いしたいと思います。それから16番、伊藤絹子委員の方から追加で御意見等ありましたらお願いします。

[伊藤絹子委員]

専門家の方に御意見を伺って、秋は必要ないだろうというお話だったようですけれども、確かに遡上状況が、そこには登れないような環境だということで、それは理解いたしました。ただ、やはり魚類調査といっても、本当に小さな生まれたての稚魚とか仔魚というのは、普通の捕獲調査ではとらえることができないと思います。やはり春とか夏に生まれて、秋にやっと成長してその姿が見えるような魚類については、秋の調査がないと見落としがあるのではないかと私は感じております。できればきちんとした調査を行って、こういう環境ですということを周りに伝える意味でも、やはり秋の調査はやったほうが良いと私は思うのですが、この辺のお考えはどうでしょうか。

[コンサル]

日本気象協会の芳賀です。御意見ありがとうございます。今伊藤委員からお話がありました通り、秋に確認される仔魚とかもいるかもしれないという点を踏まえまして、また、今ある文献資料で確認された種なども照らし合わせて、そういった可能性があるのかも含めて、秋の調査については検討したいと思います。

[伊藤絹子委員]

よろしくお願いたします。やはりきちんとした丁寧な調査をやっていますということを示すことが一番大事だと思いますので、御検討よろしくお願いたします。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。他に水環境のところ、追加で御意見等ありましたらお願いいたします。ないようですので、次に進みたいと思います。17番は先ほど大河原委員から御意見をいただきましたので、ここは飛ばします。18番以降は鳥類で、私の方からも意見を出させていただいておりますが、18番はこちらの回答で理解いたしました。それから19番、伊藤絹子委員からも御意見をいただいておりますけども、こちらは非公開の情報もありますので、非公開の時間に議論したいと思います。続きまして20番、高橋専門調査員の方から御意見をいただいております。こちらについて追加でございましたらお願いいたします。

[高橋専門調査員]

ゼロ回答なんですけど、どのようなことか、御説明いただきたいと思います。

[コンサル]

日本気象協会の芳賀です。こちらはタイマー録音調査をしてくださいという御意見かと思えます。その趣旨としては、夜行性の鳥類や繁殖鳥類の生息状況を把握するためというように理解しました。それに対して、夜間踏査を含めた任意観察調査を行いますということと、テリトリーマッピング法による調査にて把握する計画としておりますという回答をさせていただきました。すみません、質問の質問になってしまいますが、回答にはならなかったでしょうか。

[高橋専門調査員]

はい。どうしてタイマー録音調査をやるのかというと、現地に調査員が行くとしても、一つの季節に多くて2、3回だと思いますが、それではとらえきれないところを、自動録音でとにかく長時間データを取ることによって、見つけるというのが趣旨だと思います。希少種はそもそも個体数が少なく、特に夜行性の鳥類は鳴かないので、1シーズンに1、2回、一声鳴けばいいような個体もたくさんいます。そういうのを調査員が一晩行ったからといって取れるとは思えません。本当は毎日夜間に行きなさいよと言いたいところですけども、それが無理だということとはよく分かりますので、今タイマー録音という簡単なやり方があって、いろいろなアセスの事業で使われていますから、使わない手だてはないと思います。ですから、やらないという回答ですが、その理由は何かありますか。

[コンサル]

日本気象協会の芳賀です。今この御意見についての、高橋専門調査員様の詳細なお考えというのは分かりましたので、改めてもう一度検討させていただきたいと思います。

[高橋専門調査員]

はい。こういうアセスの調査の時は、このタイマー録音調査は絶対やるべきだと私は思っています。以上です。

[伊藤歩会長]

ぜひ御検討いただければと思います。こちらについて、他に追加で御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続きまして21番動物になりますけども、前田委員の方から追加でございますか。他の委員の方々はよろしいでしょうか。続きまして22番以降は植物になりますけども、伊藤絹子委員の方から追加でございましたらお願いいたします。

[伊藤絹子委員]

特にありません。しっかり調査をしていただければと思います。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。他によろしいでしょうか。続きまして23番、鈴木委員からの御意見ですけども、追加でございましたらお願いいたします。

[鈴木委員]

岩手県のレッドデータブックに「県内各地に分布していた」と記載されている点から、マツムシソウを抽出したという御回答ですが、各地という単語をキーワードに入れていることが分かるように、以後書いていただければと思います。調査対象地の中にはそのことが書かれていないので、どうしてこのマツムシソウが引っかかってきたのかというのが読み取れません。ですので、以後記述されるときには、各地のような単語も抽出していることが分かるように書いていただければと思います。

[コンサル]

日本気象協会の芳賀です。御指摘ありがとうございます。次の準備書から反映させたいと思います。

[伊藤歩会長]

鈴木委員よろしいでしょうか。

[鈴木委員]

結構です。

[伊藤歩会長]

分かりました。他に植物について追加でございますか。ないようですので、続きまして24番の動植物について、鈴木委員の方から追加でありましたらお願いいたします。

[鈴木委員]

特にありません。

[伊藤歩会長]

はい。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続きまして25番の生態系になりますけども、伊藤絹子委員の方から追加でございましたらお願いいたします。

[伊藤絹子委員]

特に追加はありませんが、やはり地域の自然特性を理解する上で生態系をどう把握するかというのは非常に重要ですので、御回答にありますけれども、今後検討していただいて、なるべく分かりやすく、しかも詳しいものを書いていただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。26番についてはいかがでしょうか。

[伊藤絹子委員]

はい。御回答ありがとうございました。イヌワシとかクマタカの生態が良く分からないで質問していますけれども、イヌワシとクマタカの分布域が、環境省の発表だとイヌワシの地域になっているのという疑問を持っておりました。現地ではクマタカの生息可能性の方が高いということで、クマタカは今回選んでいるということですので、これで了解いたしました。ただあまり先入観を持たないで、幅広くきちんと見ていただきたいと思いますというふうにお願いしたいと思います。これで結構です。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。事業者さんの方からはよろしいですか。それでは生態系に関しまして、他にいかがでしょうか。ないようですので、次の27番人触れのところで、私の方から意見を出させていただいておりますが、これは個人情報ということになりますので、非公開のところで行いたいと思います。それから続きまして28番人触れのところですが、永幡委員の方から追加でございましたらお願いいたします。

[永幡委員]

2km離れているから問題ないというのは、どういう根拠ですか。根拠を教えてください。

[コンサル]

日本気象協会の田中と申します。根拠と言われる根拠というのはないのですが、騒音自体が、2kmくらい離れていれば影響が軽減されていくだろうという判断のもとです。一方で、いくら騒音であろうと5km、10km離れたら当然低くなりますけれども、2kmという指標があるわけではございません。

[永幡委員]

この回答はかなりまずいと思っていて、人触れの場所というのは、自然を楽しみに行くようなところであつたら非常に静穏性が大事だし、そうでなくて、バーベキューとかをやるような、そういう場所だつたらほとんど無視してもいいぐらいに幅が広がっています。ですので、自然を楽しみに行くような場所だと、音が聞こえてしまうということ自体が問題になる場合があります。例えばバードウォッチングなんかは、その音が聞こえること自体を嫌ったりします。そういう場所であつたら2kmでも音は聞こえますよね。そういうところだつたら問題だし、そう

いう場所でなければ問題ないから、2kmという距離で決めるのではなく、音が聞こえる可能性のありそうな範囲において、それぞれの場所で一体何をされているのか。それをまずきちんと押さえた上で、自然を楽しむところがないからというような根拠を出してくれるならいいんですけども、そういうのも何もしないで、2kmというように区切るのは余りにも乱暴だと思います。ですので、ここの回答を書き直していただきたいと思いますし、実際に人触れの地域で、それぞれどこで何が行われていて、その中で本当に静穏性が求められるのはどこか。それがもし近いところであればきちんと測るべきだし、ないのであれば、ないということを書ききちんと明記する。そのようなことをやっていただきたいと思います。

[コンサル]

日本気象協会の田中です。ありがとうございます。御指摘の通り、この辺り書きぶりが丁寧さに欠けておりましたし、基準というものが無い中で、距離は一概には言えないと思いますので、人触れに関しては、利用状況等もしっかり確認した上で、その場その場の対応ができればと考えております。

[永幡委員]

よろしく申し上げます。

[伊藤歩会長]

はい。他にいかがでしょうか。人触れのところで、よろしいでしょうか。それではないようですので、次に移ります。29番は先ほど確認いたしました。それから30番については、追加の質問のところで個人情報を含むということですので、こちら是非公開の方で扱わせていただきたいと思います。次の31番についても、同じように個人情報ということで、非公開のところで扱いたいと思います。それ以外のところで、追加で御意見、御質問等ありましたらお願いします。永幡委員お願いいたします。

[永幡委員]

先ほど畜産のところの騒音とか、影響の話が出ていましたけども、私の調べ方が悪いのかもしれないかもしれませんが、養鶏にどのような影響があるのかという論文をあまり見つけられていません。おそらくそういう情報は極めて正確なものが少ないと思います。一方で、メディア関係のものを調べると、畜産その他で、牛に影響があったら云々かんぬんというホームページがいくらでも引っかかってきます。結局世の中で、何か問題があるかもしれないという話が極めて広まっているのに対して、誰もきちんと調べてないというところに問題があるように思います。例えば今回の計画なんかも、こういうところに作るのだから、結果どうなったかというのを、事後調査をするとかして、きちんと公表した上で、養鶏とか畜産にはこれくらいの距離までなら問題ないのだということをはっきりさせていかない限り、いつまでたってもこの手の論争は終わらないと思います。こういうのはやはり事業者さんが事後調査をきちんとやるということ以外に、それを消していく方法はないと思いますので、その辺も考えていただけたらと思います。

[事業者]

東急不動産の磯上でございます。野生の鳥や動物関係、あと住宅などについて、アセスメントをかけるという前提ではありますけども、私ども開発業者という観点で言いますと、先ほど申し上げた近隣の方々の御不安についてどう説明するかというところで、まさに今御指摘のように、その測定場所についてもアセスとは切り離しをさせていただいて、やはり具体的な数値がないと、お互いに風評で、鶏が餌を食べないからやせたんだとかやせてないとか、法律的に言うとその営業補償がとなると、向こうもこの挙証責任があるとかないとかという、お互いにエネルギーのかかる話であると認識しておりますので、なるべく調査地点を広目にとって、工事前からの説明でその辺をやっつけようというようには考えております。

一方で、事業者間で調査した結果を公表するというのはなかなかお互いに出してないという風潮もあるものですから、そこについては、測定された場所の方の御承認も含めて、今後の検討課題と認識しております。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。ぜひ事後調査等で、その辺りのことを調査していただければと思います。他にいかがでしょうか。もしないようであれば、希少動植物等に関係する部分などを審議するため、一旦会議を非公開といたします。事務局は傍聴の方を会場の外に誘導をお願いいたします。

(事務局が傍聴者を室外へ誘導しました。引続き非公開部分の審査を行いました。)

[伊藤歩会長]

それでは再開させていただきますけども、公開部分のところでも改めて追加で御意見等ありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、これまで各委員の皆様から述べられた意見を審査会の意見といたします。事務局はこれらの意見を踏まえて、本件方法書に関する知事意見の作成をお願いいたします。

以上で議事の(1)の審議を終了いたします。事業者の方はお疲れ様でした。退席されて構いません。次の審議は14時55分から開始したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(2) その他(風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン(最終案)について)

[伊藤歩会長]

それでは審議を再開いたします。議事の(2)その他「風力発電事業に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書作成ガイドライン(最終案)について」の審議に入ります。初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(最終案の内容等について説明しました。)

[伊藤歩会長]

ありがとうございました。それではこれから審議に入ります。ガイドラインの案について、

皆様の御意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。石川委員お願いします。

[石川委員]

33 ページの騒音のところ、国内の疫学調査のお話が記載されています。「住居との離隔距離が1,500m以内の場合」のところですが、これについては論文があるということによろしいですか。その場合は、引用を付けた方がいいのではないかと思います。

[事務局]

事務局の阿部です。ありがとうございます。抜けておりましたが、委員から御紹介いただいた論文を参照論文として引用する予定です。

[石川委員]

分かりました。あと、ここでは1 km以上というような配慮がされていますけれども、この文献でいっていることは1,500m以上であれば影響がないというように読み取れます。それを引用していて、配慮すべき距離が1 km以上というのは、今更ですが何となく矛盾を感じてしまいます。配慮書の段階であれば、距離を大きめにとっておいて後から距離を詰めることは問題ないのかもしれませんが、この段階で1 km以上と書いてあって、文献では1,500m以上と書いてあるところで、ガイドラインの中の矛盾が生じているという点は少し気になります。どのようにお考えでしょうか。

[事務局]

はい、ありがとうございます。実は1 kmというのは事業者さんからも非常に多く御意見をいただいております。県の環境配慮基準だと1 km程度とあるので、それとの整合がとられていないということも含めまして、1 kmという整理についてはかなり御意見をいただきました。もともとこの1 kmというのは、この「42. について」にある通り、発電所一般において、1 kmというのが環境影響範囲となっていますので、事業者さんが作成する配慮書でも、調査の範囲を1 kmとすることはよくなされているかと思います。ただ実際に1 kmのところでは影響があるかないかというわけではもちろんなくて、1 kmより近いところでも影響がないという場合も当然あるわけです。ただ、それは逆に1 kmを超えていけば大丈夫だということにもならないのではないかと考えています。ただ何らかの目安を示すことも、このガイドラインの中では一つ役割かと思っております。確かにこの論文を読めば、1 kmよりも遠いところで有意に影響が出ているということが書いていますので、もっと長いということもあり得るかと思えますけれども、もともとのアセスメントの影響範囲が1 kmとされていることと、それから直近の論文ではこういった記述があること、審査会ではこの点について非常に指摘が多いということも踏まえて、1 km以上とさせていただいたところでもあります。ですので、このガイドライン全体に関わりますけれども、1 kmより短い計画が出てきたとしても、それはそれで、その考え方をしっかりと明らかにしていくことが重要と考えています。1 kmないから受け取らないとは当然できないわけですが、あくまでも当審査会、あるいは知事意見を踏まえれば、現時点ではこういうことを本県として留意すべきではないかとお示しするのが大事かと思っております。こういう着地点に落ち着いたというところでもあります。

[石川委員]

ありがとうございます。こういった論文もあるので、必ずしも1 km以上であればいいというわけではなくて、目安であるというか、文章を読んだときに、1 km以上離れているから大丈夫だと事業者さんが思ってしまうのが困ることだと思います。先ほど言われたように、事業ごとに距離が短くても大丈夫なところもあれば、もっと離れてないといけないところもあるので、この文献を引用しているのであれば、場合によっては、距離がもっと長くないといけないところもある。そういうところもあるから1 kmというのはあくまでも目安であるというようなことを強調していただければいいのかなと思います。

[事務局]

ありがとうございます。まさに事業者さんの御意見の中でも、例えば、0.7 kmでも0.8 kmでも大丈夫な場合もあるというような声も多数ございました。逆に1 km以上でも難しい場合も当然あり得るということで、適切な距離が取られることが最終的には重要かと思っておりますので、そういった観点で表現を工夫したいと思っております。

[伊藤歩会長]

はい。他にこの距離のところでも御質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは他にいかがでしょうか。前田委員お願いいたします。

[前田委員]

複数案の設定でいつも問題になるのは、配慮する対象に対して、規模が不釣り合いなもので複数案を作ってしまうという点で、これまで指摘してきました。具体的には、非常に広い行動圏を持っているイヌワシに対して、どの場所にしても影響のある案を作ってしまうという点が問題でした。複数案を設定するにあたっては、その配慮対象の持つ特性の規模に見合うスケールで考慮するように、という注意をどこかに入れることができればいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

[事務局]

ありがとうございます。どういう書き方があり得るのかも含めて検討します。結局、調査の中でその種の重要性の程度によって、種の特性を踏まえて、適切な調査範囲を設定するところと直接関わる項目だと思いますので、その辺の記述との整合も図りながら、今回複数案がこのガイドラインのポイントだと思いますので、取り込めるかを含めて検討したいと思っております。

[前田委員]

もう1点よろしいでしょうか。自然環境保全指針の方ですが、27 ページに解説を入れていただいて、これもなかなか言葉が難しい中で書いていただいたのではないかと思います。これを読むと、A、B区分について、さらに必要に応じてその他の情報も収集して、それらを重ね合わせて総合的に判断して欲しいという流れに見えます。それは仕方ない面もあるとは思

ますが、このように書くとやはりこのA、B区分の情報だけでは、あまり判断できないのだと、他の情報を重ねて初めて使えるものになるのだというような事業者の判断がどうしても入ってくるのではないかと思います。書き方は難しいと思いますが、この保全指針だけをもって、それなりに配慮すべき情報であるということを示すような文章をどこかに入れられないかと思うのですが、いかがでしょうか。

[事務局]

ありがとうございます。保全指針の策定過程を踏まえますと、その時点の情報を総合的に評価して、行った結果としてこういうランクがあるものと承知しております。その点については、そもそもの作成根拠から始まりまして、28 ページ目のところで、保全区分を避けることの趣旨を今回説明することによって、ある程度保全指針の考え方が明確になったのではないかと思います。ただ一方で、事業者の方からの御指摘にもあって、審査会での御発言にも時々ありますけれども、この保全指針だけでもって、そこを区域から外すということはなかなか難しいというようなお話も、事業者さんの方ではされることが多いと承知しております。そういったことも踏まえて、今回配慮書段階で限られた方法ではありますけれども、文献調査、ヒアリング調査をして解析手法などの収集結果を踏まえて、それを保全指針として公表されているA、B区分と重ね合わせた時に、さらにそのA、B区分はやはりこういう位置付けなのだ、そういったところが明確になるかどうかも含めて、この図書の中の評価のあり方として活用すべきではないかということで、こういう書き方に今回整理したところでございます。

もとより保全区分A、Bの保全区分自体が、このコラムの冒頭にあります通り、本県の自然環境の検証を総合的に把握評価して保全の方向を示したものでありますので、委員御指摘の通り、この区分自体が、事業者さんに対して一般的な方向に沿った事業計画の策定を期待するものという位置付けでございます。そういう意味では保全区分自体が、重要な情報、環境情報を把握する重要な情報を受けたということはその通りでございますので、その辺の書きぶりをもう少し工夫したいと思います。

[前田委員]

よろしくをお願いします。この他の情報と重ね合わせなくても、この区分だけをもって尊重されなければならないといったような趣旨が伝わればいいのかと思いますので、御検討いただければと思います。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。永幡委員をお願いします。

[永幡委員]

46 ページ、47 ページ辺りの人触れのところですが、離隔距離を1 km以上とするのはやり過ぎかなというところもあって、先ほどの案件のときにも申し上げた通り、極めて静けさが求められる人触れの場所と、逆にそんなに重要ではない、最低限の静けさがあれば十分という場所が両方あって、この段階だとおそらくまだどこがどのような使われ方をしているのかというのは、配慮書だからはっきりわかりませんよね。ですので、その段階で1 kmとしてしま

うと、どちらにとっても、強すぎたり弱すぎたりというほどよい関係にはなっていないように思います。人触れに関しては、77番のところで「距離を活動の場ごとに比較して記載しているか」というのがありますので、距離に関してはこれで十分かと思います。その代わり、ここにも騒音の影響とかの話を書いていますけれども、77番のところで音の話をもう少し膨らませて、場合によっては非常に静けさが必要なところもあるし、そうでないところもあるので、準備書段階で適切に対応するためには、まず配慮書段階で場所が把握されていて、方法書の段階で具体的にどういう調査が必要かというのを提案しなければいけないわけですので、そのための資料として必要ですというようなことがきちんと書いてあった方が、みんな幸せになるのかなと思いました。

[事務局]

ありがとうございます。そこは御指摘を踏まえて見直したいと思います。

[伊藤歩会長]

はい、他にいかがでしょうか。鈴木委員お願いします。

[鈴木委員]

パブコメの中の質問にもありますが、これは洋上風力にも適用されるガイドラインと考えてよろしいでしょうか。言及がなさそうですが。

[事務局]

これは陸上風力を対象にしております。

[鈴木委員]

そこは明確にしなくても大丈夫ですか。

[事務局]

明確にした方がいいと思います。させていただきます。

[鈴木委員]

お願いします。あと非常に細かいところで、いくつか気になるところがあるのですが、こういうのは後からでも、例えば書き込みとかでお送りしてもよろしいでしょうか。

[事務局]

ぜひお願いいたします。よろしく申し上げます。

[鈴木委員]

その場合の締め切りはいつ頃でしょうか。

[事務局]

年度内の公表を目標に作業しておりますので、来週の早い時期であれば大変助かります。

[鈴木委員]

分かりました。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい、他にいかがでしょうか。私の方から細かいことで恐縮ですが、14ページの複数案のところで、「10. 複数案が設定されていない場合は、重大な環境影響が、実行可能な範囲内」というように書いてありますが、これは環境省などのガイドラインの文言なのか。この辺り具体的にどのようにイメージすればいいのか説明していただけますか。

[事務局]

この10番の「実行可能な範囲内のできる限り」というのは、いわゆる経産省のアセス省令中の記述になっています。「複数案が設定されていない場合は、実行可能な範囲のできる限り回避」ということがございます。往々にして図書の中にも実行可能な範囲で回避という記述が散見されますけれども、これは経産省が出しているアセスの手引きの中には「実行可能な範囲で回避」と書かれていまして、アセス省令中ではあくまでも「実行可能な範囲のできる限り」というところなので、今回そのでき限りの話が大事だろうということで、この記述を入れております。ですので、その根拠としてはアセス省令の規定ということになります。

ただその実行可能な範囲内というのが、もちろん経済的、社会的にその事業者さんが自らのアセスの実施の責務の範囲内を超えるようなものまで求めるものではないというような趣旨の解説はあったかと思いますが、具体的にこういう場合ということまではありません。いずれ事業者が自主的に行うアセスのその責任の範囲のできる限りというように解釈されるべきかと思っております。

[伊藤歩会長]

分かりました。それともう1点、反映状況の12番「チェック項目の用語」ですが、これがこの部分なのか理解できなかつたので、もう一度御説明いただけますか。

[事務局]

失礼いたしました。こここのところ下線部分が漏れている部分が若干ありまして、恐縮です。例えば、25ページの社会条件の項目で、30、31が素案では「記載」と書かれていたかと思えますけれども、ここを「整理」としたところになります。あるいは、24ページの自然条件のところでも、これは図面なので「整備」にしていますが、ここも「記載」になっていたもので、いずれその図書に載せるということではなくて、事業計画の検討の中でこういったものがされているかどうかについて、協議させていただくというような趣旨でしたので、そこは「整理」、あるいは「整備」にして、図書に記載が想定されるものは「記載」にしたということでありまして。同じ図書に記載されるべき項目であっても、その内容によっては公開されるべきでないということもありますし、事業者さんの御判断で非公開が望ましいというものについては、別紙で非公開資料として共有させていただくということは、当然この審査会でのやり方のような形であり得

るのかなと思っております。便宜上このように分けたということになります。その他について、下線部が載っていないところもありますが、「整理」と書かれた部分は、概ね素案段階で「記載」とされていたところを「整理」にしているという御理解をお願いします。

[伊藤歩会長]

よく分かりました。ありがとうございます。その他にいかがでしょうか。私からもう1点、先ほど2番目のところで前田委員の方からイヌワシの広範囲のお話がありましたが、ここは専門家からのヒアリング内容を反映させるとか、そういった説明というのはガイドラインの中になりましたか。

[事務局]

調査、予測、評価の手法の項目で、専門家のヒアリングというのを一応一般的な事項として書かせていただいております、具体的には19ページの15番、それから一部ですけど17番ということになります。ですので、広域的な複数案の設定の段階で、複数案そのものに即した形のヒアリングというのは記述がありませんが、ここでの調査範囲の設定というところで、専門家の意見を聞くというのが国のガイドラインの書きぶりですので、ここで読んでいるという形になります。

[伊藤歩会長]

そうすると、広い範囲で設定した場合に、事務局の方でヒアリングの結果はどうだったのかということも確認しながら、書類の方は作成していただくということよろしいですか。

[事務局]

はい。事前に御相談があったときは、そういったところがどうなっているのかお聞きするようなイメージをしていますし、図書が提出される場合にはそのあたりはどのように整理されているかを事前に確認させていただくということになります。

[伊藤歩会長]

分かりました。前田委員から御指摘いただいたところはまた別に検討いただければと思います。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これまで委員の皆様からいただいた意見を審査会の意見とします。事務局はこれらの意見を踏まえて、ガイドラインの修正等をお願いいたします。委員の皆様には、来週の頭くらいまでに追加の修正等ありましたらお願いしたいということでした。

それでは以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。進行は事務局にお返しいたします。

[事務局]

ありがとうございました。最後に3のその他として、事務局から次の審査会の予定等について御説明いたします。

(事務局から次の審査会の予定等について説明しました。)

[事務局]

以上をもちまして、本日の審査会を終了いたします。長時間、お疲れ様でした。どうもありがとうございました。